

品川区子ども読書活動推進計画 (令和7年度～11年度)

素案

品川区教育委員会

令和6年10月

目 次

第1章	計画策定について.....	1
第一	品川区子ども読書活動推進計画について.....	1
第二	子ども読書活動の背景.....	4
第2章	子ども読書活動の現状.....	6
第一	品川区の取り組み.....	6
第二	子どもや家庭の読書活動の実態.....	17
第3章	計画の背景と視点.....	22
第一	計画策定の背景（まとめ）.....	22
第二	計画策定にあたっての視点.....	23
第4章	計画の目標と体系.....	24
第一	計画の目標.....	24
第二	計画の体系.....	26
第5章	計画推進のための施策.....	28
1	・乳幼児期における読書活動推進のための施策.....	28
2	・小学生段階における読書活動推進のための施策.....	29
3	・中学生段階における読書活動推のための施策.....	31
4	・高校生・大学生段階における読書活動推のための施策.....	32
5	・より良い読書環境づくりのための施策.....	33
6	・子どもの読書活動を進めるための情報発信.....	34
資料編	35
第一	基礎調査.....	35
第二	関連法令等.....	48
第三	策定過程.....	59

第1章 計画策定について

第一 品川区子ども読書活動推進計画について

1 策定の背景

品川区では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年施行）に基づき、平成17年3月に「品川区子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、それ以前から行っていた子どもの読書環境を整え、読書機会をつくる取り組みをさらに強化して、子どもの読書活動を推進する事業を継続してきました。

平成27年3月には「品川区長期基本計画」の改定を踏まえた改定、令和2年3月には読書離れが顕著なティーンズ世代に重点を置いた改定を行って、取り組みを続けて参りましたが、はかばかしい結果には結びついていない現状があります。

この間、GIGAスクール構想によって、児童・生徒一人に一台タブレット端末が与えられるなど、子どもたちを取り巻く社会はますます高度情報化の様相を呈し、また、図書館には、発達障害がある子どもや、母語が日本語ではない子どもの読書についての相談が多く寄せられるようになるなどの変化が見られます。

読書バリアフリーの実現は、SDGs（2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」）が掲げる「誰ひとり取り残さない」という理念にも通じ、国が決定した第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、方針のひとつ「多様な子どもたちの読書機会の確保」として、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備することが示されています。

このことを踏まえ、すべての子どもたちが対象であることを改めて確認した上で、品川区における子どもの読書実態やニーズを捉え、新しい計画を策定します。

2 本計画の目的

**すべての子どもたちが、読書や本の活用等を通じて、
豊かな感性を育み、実り多き人生を送る力を身につける**

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力などを豊かにします。

単なる知識の習得や情報収集にとどまらず、本を通じて新しい世界を発見し、多くの学びや感動を得ることができます。また、他者の視点や異なる価値観に触れる貴重な体験を得ることができます。

子どもたちが読書を通じて豊かな感性を育むことは、将来の人生において多くの困難を乗り越えていくための基礎を固めていくことにつながります。

本計画では、「すべての子どもたちが、読書や本の活用等を通じて、豊かな感性を育み、実り多き人生を送る力を身につける」ことを目的に掲げます。

また、すべての子どもたちが読書に親しめる環境を享受するためには、読書のバリアフリー化のさらなる推進が重要です。

子どもたちの発達段階に応じた対応にとどまらず、障害のある子ども、外国にルーツがある子ども、時間的・経済的に余裕のない子ども等、配慮を必要とする子どもたちに寄り添い、すべての子どもたちが読書に親しめる環境づくりを進めます。

さらに、子どもと接する保護者や大人たちが、読書活動の大切さをあらためて見直し、図書館・学校・家庭・地域が一体となって読書の機会・きっかけづくりをしていくことで、子どもたちが本に親しめる環境を整える計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

4 計画の対象

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年成立）では、子どもを0～18歳と定義しています。

また、第二条では「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と示されています。

本計画では、ティーンズ（中学生段階・高校生段階）への取り組みに重点を置き、さらに大学生段階にもアプローチし、乳幼児期から大学生段階に至るまで切れ目なく読書活動を展開することを目指し、大学生段階までを含めて対象とします。

5 本計画の推進主体

本計画の主体は、品川区立図書館が中心となって、家庭、地域、保育園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・大学・児童センター・すまいるスクール・児童相談所等、子ども関連施設、さらには区内で活動する子ども関連団体と連携して推進していくものとします。

第二 子ども読書活動の背景

1 国の動向

(1) (国) 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

○令和5(2023)年3月、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

○この計画において、地方公共団体は、子どもの読書活動の推進が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められています。

○また、以下の4つの基本の方針が示されました。

1. 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生での探求的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2. 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3. デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への機能的アクセスを可能とするため、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4. 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

(2) (国) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年4月)

○令和2年4月、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律49号)第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

○基本的な方針として、以下の3方針が掲げられています。

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

(3) (国) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月)

○令和4年度からの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ります。

1. 学校図書館図書の整備

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館図書標準の達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図る。

2. 学校図書館への新聞配備

平成27年6月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の18歳以上への引下げや令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備(公立小学校等:1校あたり2紙、公立中学校等:1校あたり3紙、公立高等学校等:1校あたり5紙を目安)を図る。

3. 学校司書の配置

改正学校図書館法における、学校司書配置の努力義務規定を踏まえ、学校司書の各学校図書館への配置の推進を図る。

2 東京都の動向

(1)「第四次東京都子供読書活動推進計画」(令和3年3月)

○令和3(2021)年3月、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定されました。

○基本方針では、「学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく」を示しつつ、計画の目指すものとして、以下の4点を示しました。

1. 乳幼児期からの読書習慣の形成
2. 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
3. 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
4. 読書の質の向上

また、主な取組として、発達段階(乳幼児、小・中学生、高校生等、特別な配慮を必要とする子供)に合わせた取組、読書活動推進の基盤づくりを示しました。

第2章 子ども読書活動の現状

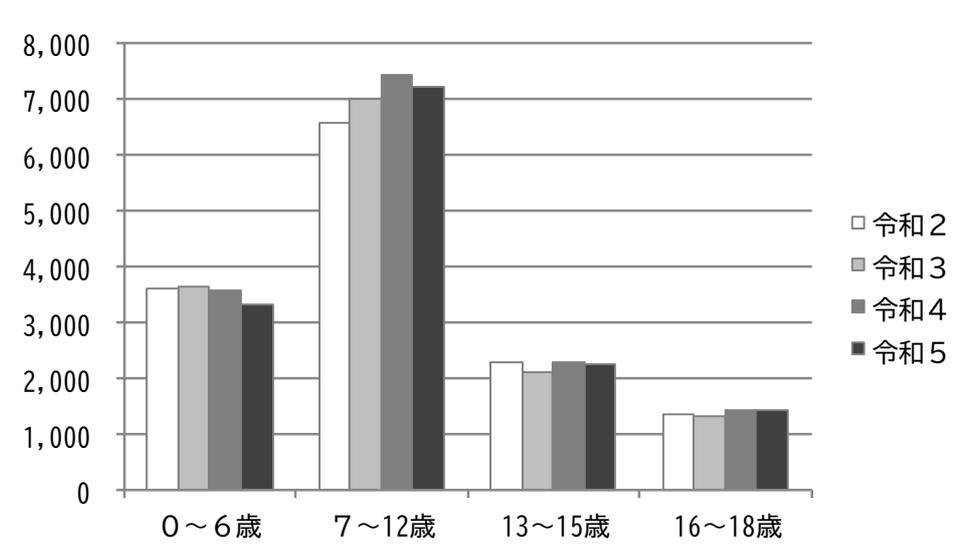
第一 品川区の取り組み

1 区立図書館での取り組み

(1) 子どもの図書館利用

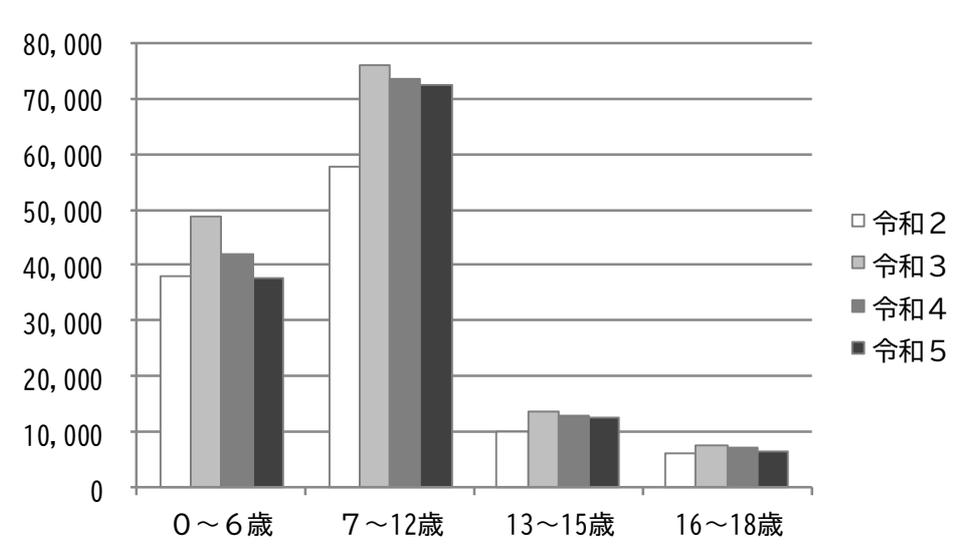
区立図書館の子どもの登録者数の推移をみると、年齢の幅が異なりますが、13歳～15歳と16歳～18歳を合わせても、7～12歳の数には及ばず、登録者数が落ち込んでいることが読み取れます。また、延べ利用者数（年齢別）の推移をみると、中学生世代からの落ち込みが利用者数ではさらに顕著に表れています。

登録者（有効利用者：年齢別）推移 各年4月1日現在



出典：品川区立図書館事業年報

延べ利用者数（年齢別）推移 各年4月1日現在



出典：品川区立図書館事業年報

(2) 事業実績（児童サービス）

①乳幼児啓発事業「はじめてのえほん よんで よんで」

乳幼児期より本の楽しさを知ってもらうため、4か月児健康診査の受診者へ引換券を配布し、区立図書館とおおききこども図書室で絵本パック（布の手提げバックに、絵本1冊と図書館の利用案内、おすすめ絵本のリスト等を入れたもの）との引き換えを行っています。絵本は5作品の中から1冊を選んでもらっています。

年度	絵本パック引換数	出生数	引き換え率
令和2	2,645	3,783	69.9%
令和3	2,598	3,617	71.8%
令和4	2,459	3,410	72.1%
令和5	2,422	2,948	82.2%

令和3年度より、保護者向けに、赤ちゃんと一緒に絵本を開く時間の楽しさ、大切さを伝える講座を開催しています。赤ちゃんと一緒にご参加いただき、わらべうたをたっぷり楽しんでもらった後で、赤ちゃん絵本の読み聞かせを行っています。

「はじめてのえほん よんで よんで 講座」

年度	回数	参加組数	開催図書館
令和3	2	18	品川
令和4	5	37	荏原・大井・大崎
令和5	8	46	二葉・源氏前・八潮・西口

②おはなし会

定例おはなし会は、令和2年度はコロナ禍で開催できなかった時期があり回数・参加人数とも少なくなっています。近年、参加者の低年齢化が加速しており、その対応と、小学生の参加を増やすことが課題となっています。

定例おはなし会

年度	回数	参加人数	※平均
令和2	212	1,997	9
令和3	608	4,797	8
令和4	840	7,364	9
令和5	847	8,580	10

※平均参加者数 小数点以下四捨五入

グローバルおはなしルーム・英語のおはなし会は、外国語を母語とする子ども、外国からの帰国児童の読書活動を支援することを目的に行っていますが、当事者の参加は多くありません。

ただ、多くの子どもたちが参加していて、身近に外国語や文化に触れられる場となっています。

グローバルおはなしルーム・英語のおはなし会

年度	回数	参加人数	開催図書館
令和2	2	63	品川
令和3	7	188	品川・荏原・大井・五反田
令和4	7	172	品川・荏原・大井・五反田・大崎
令和5	26	526	10館1室

バリアフリーおはなし会

年度	回数	参加人数
令和2	1	8
令和3	1	6
令和4	1	18
令和5	2	29

聞こえない・聞こえにくい子も一緒に楽しめる手話通訳つきのおはなし会を品川図書館で実施しています。手話通訳を依頼する必要があるため、実施館・回数が限られていることが課題です。

③手作り会・科学あそび教室・一日図書館員・その他

令和2年度はコロナ禍で、集まって行う行事はほとんどできなかつたため、代わりに、各館で、集まらなくても実施できるイベントをいろいろと工夫しました。それが好評だったため、コロナが収束し、集まってイベントができるようになって、続けて実施し、多くの子どもたちに参加してもらっています。

年度	手作り会		科学あそび教室		一日図書館員		その他	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
令和2	0	0	0	0	0	0	54	1,657
令和3	6	428	13	210	13	35	134	6,889
令和4	4	48	13	256	10	30	167	5,915
令和5	19	521	14	276	11	38	156	5,726

④しながわ親子読書の日の啓発事業

毎月23日を「しながわ親子読書の日」として、親子で本を読んでもらうことを推奨しています。その周知を目的として以下の取り組みを行っています。

0～6歳までの乳幼児に向けて、読み聞かせをするのにおすすめの本のリスト「ねえ、このほんよんで！」を毎月発行しています。テーマを決めて8冊紹介するほか、新刊2冊を紹介し、図書館のホームページにも掲載しています。

さらに、児童センターで行っている幼児クラブの参加者を主な対象として、絵本講座・人形劇等の本に関わるイベントを児童センターと共催で実施し、「しながわ親子読書の日」の周知を行っています。コロナ禍により、令和2年度～令和4年度までは、先の見通しが立たなかつたため、事業を共催することができませんでした。このため、令和3年度はWEB上で、令和4年度は品川図書館を会場に、代替事業を行い、令和5年度になって児童センターとの共催を再開することができました。児童センターからお声掛けいただき、近隣保育園にも参加していただいています。

年度	絵本講座		参加型イベント		人形劇	
	回数	参加	回数	参加	回数	参加
令和3	1	20組				
令和4	4	30組	6	50組		
令和5	7	159人	9	366人	2回	172人

⑤子ども読書の日フェアの開催

「子ども読書の日(4月23日)」と秋の読書週間にちなんで、春と秋の2回、「子ども読書の日フェア」を実施しています。

各図書館で、児童コーナーにおいて特集本の展示を行なうブックフェアのほか、スペシャルおはなし会、映画会、手づくり会等のイベントを開催しています。

さらに、秋には全体イベントとして、荏原文化センターのほとんどの部屋を会場として、人形劇や映画会、科学あそび、わらべうたあそびなど、いろいろなイベントに参加できる一日を設けています。

コロナのため休館していた令和2年度の春と、秋の全体イベントは中止しましたが、各図書館では、本のセット貸出やスタンプラリーなど集まらずに実施できるイベントを工夫しました。このイベントが好評で、コロナが収束した令和5年度も続けて実施しているものが多くあります。(次の表には、この集まらない形のイベントは含まれていません)

年度	春・各館イベント		秋・各館イベント		秋・全体イベント	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
令和2			13	175		
令和3	11	115	7	103	11	延べ123
令和4	13	251	10	107	13	延べ572
令和5	9	206	13	189	18	延べ722

⑥としょかんスタンプラリー

毎年8月の一か月間、子どもが自分のカードで本を借りたらスタンプを押し、3つ集めたらノートをプレゼントしています。借りた本の中からおすすめの本を書いてもらった読書の実を図書館に掲示しています。

⑦地域施設への来館・訪問サービス

コロナ禍で来館・訪問サービスとも落ち込んでいましたが、徐々に回復してきています。特に保育園・幼稚園への訪問サービスの実績が著しく伸びています。7～9年生は、コロナの影響で職場体験の受け入れ先が減り、図書館への依頼が増えたものと思われます。病院サービスは、コロナで中止となった後、未だ復活できない状態です。

施設 年度	(来館)			(訪問)				(訪問・来館)
	保育園・ 幼稚園・ 幼保一体 施設	1～6年生		保育園・ 幼稚園・ 幼保一体 施設	1～6年生		児童 センター	病院 サービス
図書館 見学		ブツト ク・おは なし会	ブツト ク・おは なし会					
令和2	13	6	0	18	22	0		0
	493	99	0	347	397	0		0
令和3	62	29	2	47	3	5		8
	836	474	36	1,309	80	84		118
令和4	56	45	4	114	82	2		32
	906	995	77	2,819	421	124		80
令和5	93	22	10	217	34	13		40
	1,564	724	318	4,774	1,669	244		432

上段：回数

下段：参加人数

⑧児童向けPR物の作成

区立図書館共通のPR物として、以下の表にあるものを作成しています。また、各館独自に、イベントのPRやおすすめの本の紹介を載せた新聞を作成しているほか、対象別・ジャンル別お勧め図書リストを作成しています。

「よんでみたいな」 「Let's Read」	毎年1年間に発行された新刊の中からおすすめの本を選んだリスト。「よんでみたいな」は幼児向け・小学1・2年生向け、3・4年生向け、5・6年生向けの4種類。「Let's Read」は中学生向け
「おひぎのうえで」 「おひぎのうえで もっと」	乳児向け、幼児向け2種類のおすすめ絵本のリスト
「1ねんせいのみなさんへ」	小学1年生むけ図書館の利用案内。全区立学校で配付。
「読書ノート」	読んだ本を記録するためのノート。子ども向け・親子向け2種類。

(3) 事業実績（ティーンズサービス）

令和2年度には、コロナ禍の合間を縫って、12月にTVアニメ「天地創造デザイン部」の第一話を上映する映画会を、品川・ゆたか・五反田の3館で実施しました。

令和3年度には、「ティーンズ限定図書館利用カードキャンペーン」として、期間中に利用カードの登録をした17名と更新手続きをした62名のティーンズにノベルティを提供したり、ティーンズコーナーPRキャラクターを登場させ、その名前を投票で決めるキャンペーン（投票数3927、内54票はLINEによるもの）を行うなど、ティーンズ向けの事業は、試行錯誤をしながら実施してきました。

その中で、定着してきたのが、以下の事業となります。

①自習室開放

近隣の中学校・義務教育学校・高等学校の定期試験と、受験シーズンに合わせ、学生向けに自習室を解放しています。学校にポスターを掲示してもらいPRを行っています。

年度	品川図書館		大崎図書館		大崎図書館分館	
	回数	延べ利用人数	回数	延べ利用人数	回数	延べ利用人数
令和3	3	483				
令和4	5	563	3	68	3	38
令和5	4	864	4	305	4	83

②POP作成イベント

POPコンテストを実施するにあたり、POP作成のテクニックを学ぶ講座を開催しました。

年度	実施館	参加人数
令和3	ゆたか	14
令和4	源氏前	4
令和5	二葉	13

③ティーンズ書評バトルPOP部門（POPコンテスト）

おすすめ本のPOPを作成して応募してもらい、図書館の利用者に投票してもらうコンテストを実施。応募が多いため、職員による一次審査で30作品に絞ってから、利用者に投票してもらっています。各賞合わせ13名が受賞します。

年度	応募	投票数
令和3	63作品	344
令和4	283作品	311
令和5	293作品	344

④ティーンズ書評バトルビブリオ部門（ビブリオバトル）

応募したバトラーが5分でおすすめの本を紹介した後、3分間、会場からの質問に応じる公式ルールに則って実施します。観覧者の投票で、チャンプを決めています。投票を集計する時間には、毎年多彩なゲストをお迎えし、講演をしてもらっています。

年度	バトラー	観覧者数
令和3	6	69
令和4	5	45
令和5	6	72

この他、八潮図書館ではワークショップスタイルのビブリオバトルを実施、大井図書館は伊藤学園でビブリオバトル出前授業を実施しました。

⑤ティーンズボランティア

各館でティーンズを対象にボランティアを募集。ボランティア保険に加入して、図書館の仕事を手伝ってもらっています。

活動内容は、本の配架作業からPOPの作成、特集展示、イベント実施の補助まで、多岐にわたっています。

年度	実施館	登録者数	活動回数	延べ参加人数
令和3	6		19	39
令和4	11	41	193	249
令和5	11	58	249	342

⑥ティーンズ向けPR

各館工夫をこらして、イベントのPRやおすすめの本の紹介を載せた新聞や、図書リストを作成、図書館ホームページのティーンズコーナーにも掲載しています。

(4) ボランティア対象講座

①児童サービスボランティア講座

区立図書館のおはなし会を実施してもらう方々を「児童サービスボランティア」として登録しています。おはなし会を実施するために必要な知識を学ぶ「新規ボランティア講座」を隔年で開催しており、この講座を受講した方が対象です。

登録後のスキルアップを目的として、レベルアップ講座も実施しています。

また、図書館以外でも活動したい方に登録してもらい、ボランティアの派遣を希望する区立施設に紹介する事業も行っています。

②地域読み聞かせボランティア講座

地域でボランティアとして読み聞かせなどの活動を行っている方を対象に公募を行い、スキルアップを目的とした講座を行っています。

年度	児童サービス		地域読み聞かせ	
	講座数	延べ参加人数	講座数	延べ参加人数
令和2	3	23		
令和3	12	109	2	18
令和4	10	97	2	22
令和5	12	149	1	22



(5) 学校図書館サポート

①学校図書館運営支援スタッフの配置

区立全小中学校・義務教育学校に、委託により学校図書館運営支援スタッフを配置しています。運営支援スタッフの業務内容は、レファレンス・ブックトーク・資料収集・授業支援など多岐にわたる業務内容の中から、学校と協議し業務を遂行しています。

②学校図書館ボランティア

学校の募集に応じて活動している学校図書館ボランティアに向けて、学校図書館の基礎知識や、読み聞かせの仕方、本の修理等についての実務講座を開催するほか、学校で実施する講座へ、講師の派遣も行っています。

年度	講座数	参加人数
令和2	2	20
令和3	2	43
令和4	4	81
令和5	4	65

2 学校等での取り組み

(1) 学校図書館の利用状況

学校図書館運営支援スタッフが従事している年間735時間についての月別報告である「学校図書館月間作業報告」によれば、令和5年度における小学校・義務教育学校（前期課程）の学校図書館利用時限数は合計12,441時限、中学校・義務教育学校（後期課程）では合計1,557時限でした。小学校・義務教育学校（前期課程）においては、毎月各学級1時限以上利用している水準ですが、中学校・義務教育学校（後期課程）ではその水準は満たしていません。

小学校・義務教育学校（前期課程）では図書の時間での利用が11,864時限で、利用時限数のほとんどを占めています。そのほか、国語科で412時限、市民科で25時限、社会科で10時限、算数で9時限、理科で6時限と続きます。中学校・義務教育学校（後期課程）でも図書の時間の利用が最も多いものの886時限に留まっており、中学校・義務教育学校（後期課程）での学校図書館利用時限数の減少は、図書の時間が減ることが原因と思われます。

反対にそのほかの教科では、国語科（513時限）、数学（31時限）、市民科（29時限）、社会科（28時限）、理科（18時限）と、中学校・義務教育学校（後期課程）での利用の方が上回っています。ただ、授業用資料を学校図書館で収集した回数は、小学校・義務教育学校（前期課程）で1,382回（学級平均2.2回）であるのに対して、中学校・義務教育学校（後期課程）では181回（学級平均1.0回）と少なくなっており、授業での学校図書館活用について中学校・義務教育学校（後期課程）でより改善の余地があるといえます。

	教科利用時限	教科							授業用資料収集回数	読み聞かせ回数	ブックトーク回数
		図書の時間	国語科	社会科	算数／数学	理科	市民科	その他			
小学校・義務教育学校（前期課程）	12,441	11,864	412	10	9	6	25	115	1,382 (2.2)	7,346 (11.9)	1,532 (2.5)
中学校・義務教育学校（後期課程）	1,557	886	513	28	31	18	29	52	181 (1.0)	719 (4.1)	190 (1.1)

学校図書館利用実績(令和5年度)

学校図書館月間作業報告(令和5年度)より

※授業用資料収集回数、読み聞かせ回数、ブックトーク回数の()内の数字は学級平均の回数です。

※令和5年度の小学校・義務教育学校(前期課程)のクラス数(特別支援学級含む)は615学級です。中学校・義務教育学校(後期課程)のクラス数(特別支援学級含む)は175学級です。

(2) 学校での読書活動

学校においても読み聞かせやブックトークを行っています。令和5年度には、小学校・義務教育学校（前期課程）で読み聞かせは7346回、ブックトークは1532回行われており、それぞれの学級平均は11.9回、2.5回でした。中学校・義務教育学校（後期課程）においては、読み聞かせが719回、ブックトークが190回行われており、学級平均は4.1回、1.1回でした。

その他、児童・生徒に学校図書館の利用を促すため、資料面・環境面での様々な取り組みが行われているほか、教室に学校図書館資料を配架することで本を手に取りやすくするアウトリーチ型の取り組みや、区立図書館と連携した来館促進の取り組みも行われています。

第二 子どもや家庭の読書活動の実態

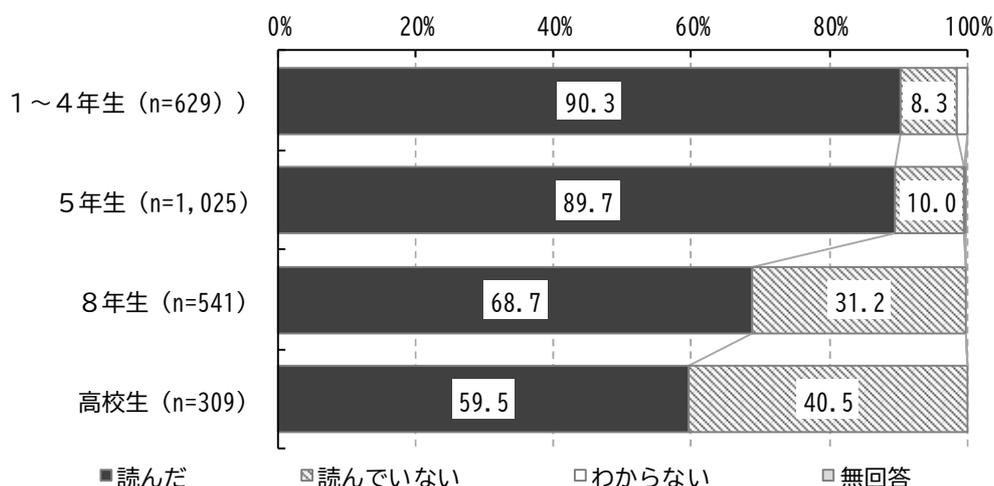
1 子どもの読書実態

(1) 年代別の読書の状況

1か月間の読書の有無を学年別でみると、「1～4年生」では「読んだ」が90.3%、「5年生」では89.7%、「8年生」では68.7%、「高校生」では59.5%であり、学年が上がるにつれて「読んだ」割合は低くなっています（図表2-1）。

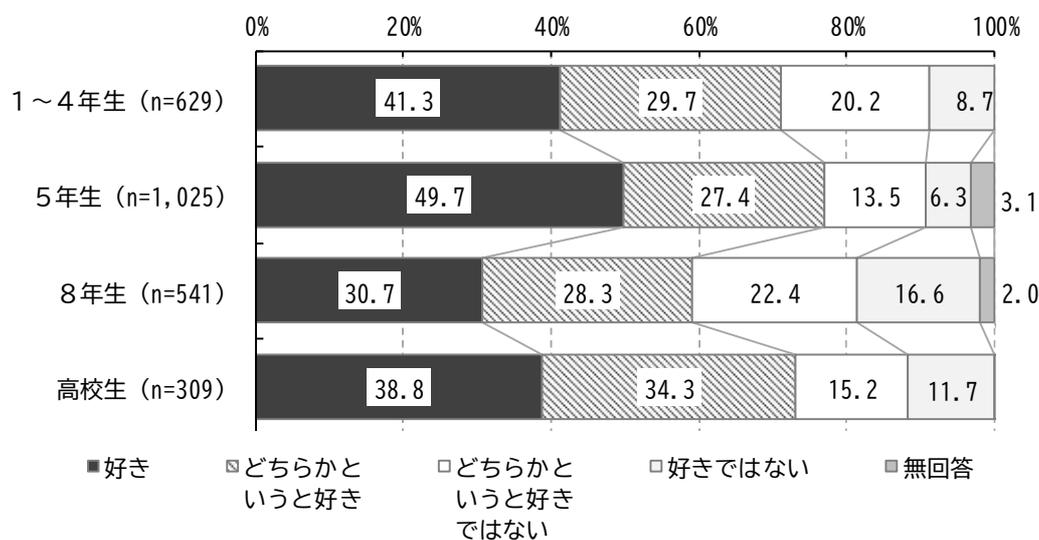
また、本を読むことが好きかどうかについては、「好き」「どちらかという好き」を合わせた肯定的評価が「5年生」では77.1%ともっとも高く、次いで「高校生」（73.1%）、「1～4年生」（71.0%）、「8年生」（59.0%）となっています（図表2-2）。

図表2-1 1か月間の読書の有無（学年別）



※表内のnは、回答者数を意味します。

図表2-2 本を読むことが好きか（学年別）



(2) 本を読まなかった理由

5・8年生、高校生での本を読まなかった理由をみると、「ふだんから本を読まない」といった本を身近な存在として認識していない理由や、「テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しい」といった読書以外に魅力を感じることを優先した理由、「時間がなかった」といった時間的制約が上位に挙げられています（図表2-3）。

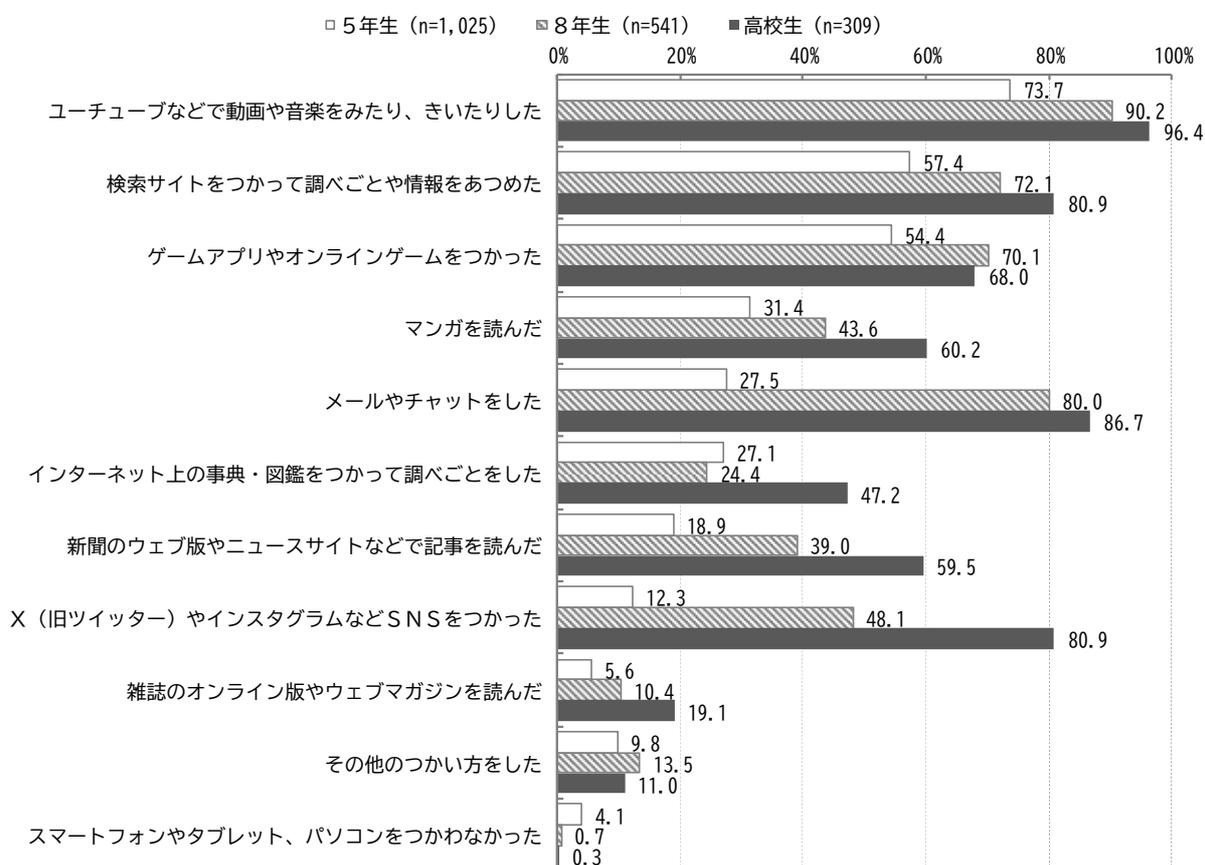
図表2-3 本を読まなかった理由（学年別、上位3項目）

単位：%	第1位	第2位	第3位
5年生 (n=103)	ふだんから本を読まないから	テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しいから	読みたいと思う本がなかったから
	50.5	45.6	39.8
8年生 (n=169)	テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しいから	ふだんから本を読まないから	勉強や習いごと、部活などをしていて時間がなかったから
	63.3	59.8	50.9
高校生 (n=125)	ふだんから本を読まないから	テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しいから	勉強や習いごと、部活などをしていて時間がなかったから
	53.6	50.4	48.0

(3) インターネット等の利用状況

5・8年生、高校生でのインターネット等の利用状況をみると、「スマートフォンやタブレット、パソコンをつかわなかった」は全ての学年で5%未満にとどまり、学年が上がるにつれて、複数のデジタルツールを使いこなしていることがうかがえます（図表2-4）。

図表2-4 インターネット等の利用状況（学年別）

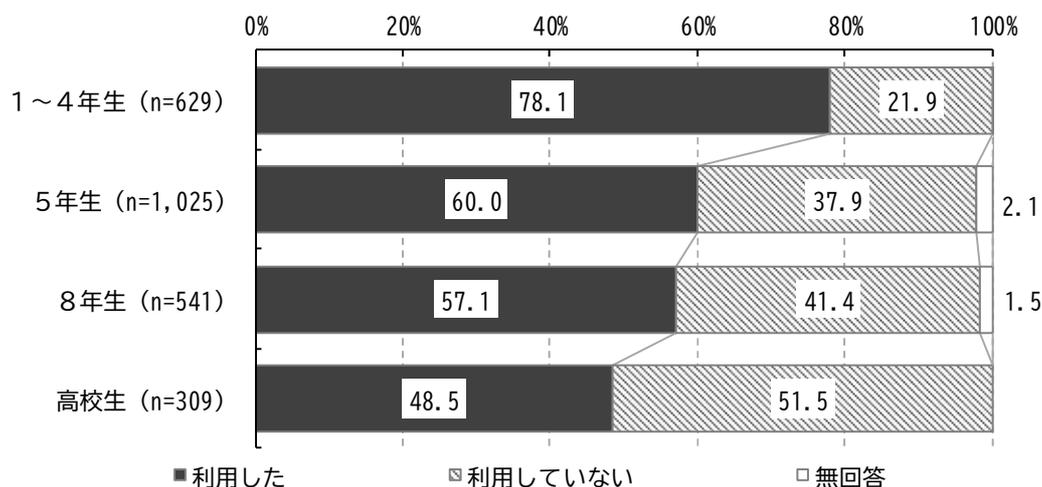


2 読書環境の利用状況

(1) 区立図書館の利用状況

この1年間での区立図書館の利用状況をみると、「1～4年生」では「利用した」が78.1%と最も高く、「5年生」では60.0%、「8年生」では57.1%、「高校生」では48.5%となっており、学年が上がるにつれて、区立図書館から足が遠のいています（図表2-5）。

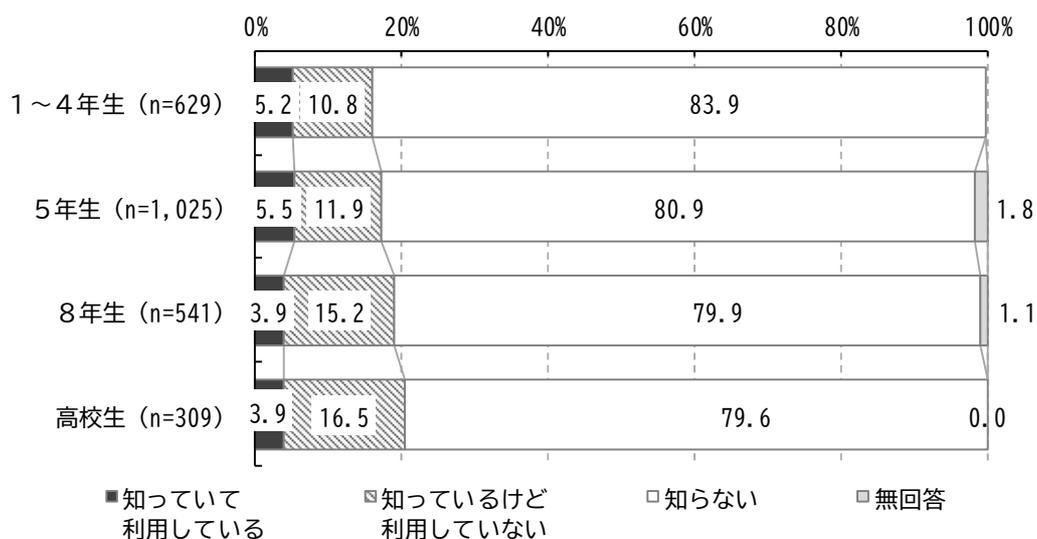
図表2-5 区立図書館の利用状況（学年別）



(2) しながわ電子図書館の認知・利用状況

しながわ電子図書館の認知・利用状況をみると、全ての学年で「知らない」が約8割を占め、利用率は3～5%台にとどまっております。「しながわ電子図書館」の存在を十分に認識してもらえていないことがうかがえます（図表2-6）。

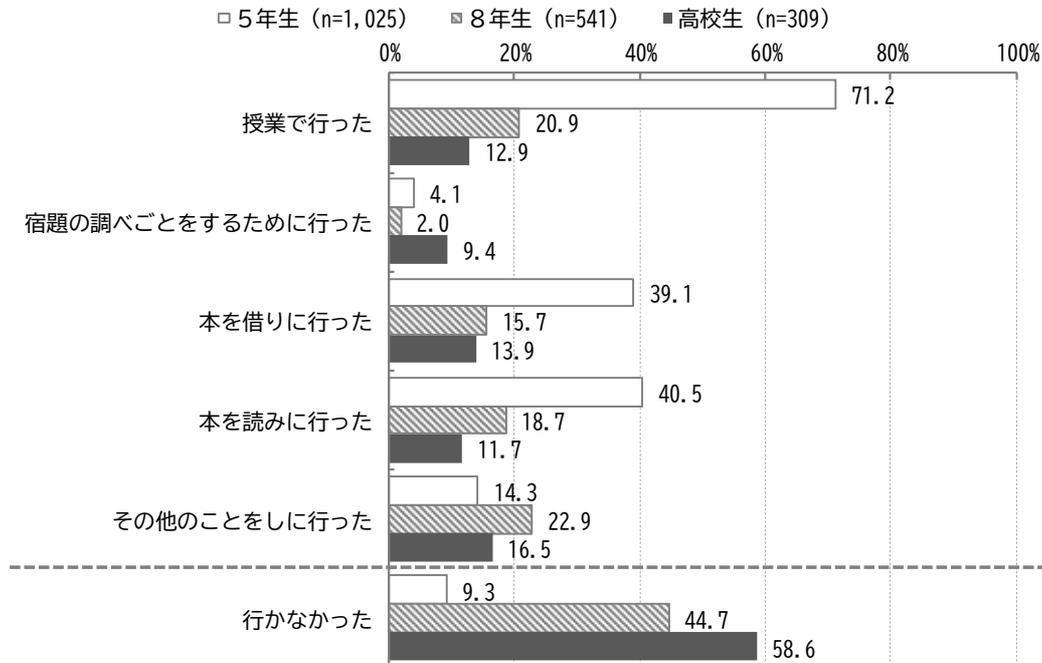
図表2-6 しながわ電子図書館の認知・利用状況（学年別）



(3) 学校図書館の利用状況

学校図書館の利用状況を見ると、「5年生」では「行った」が88.8%、「8年生」では54.6%、「高校生」では39.5%であり、学年が上がるにつれて「行った」が減少しています（図表2-7）。

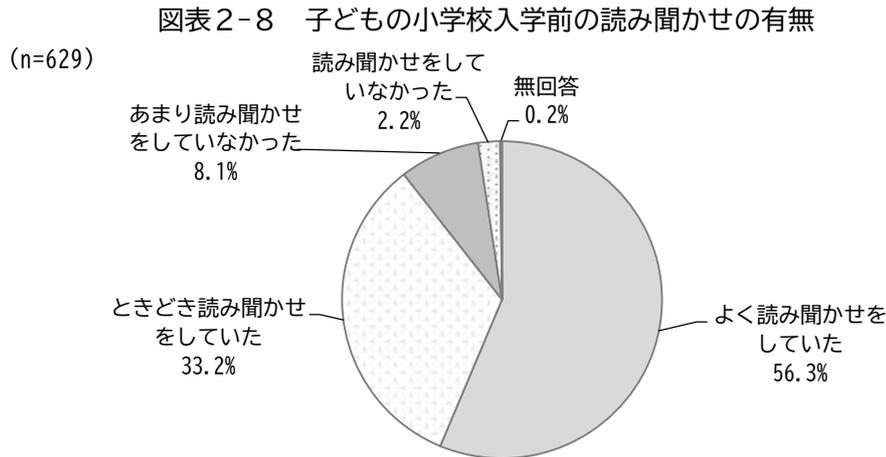
図表2-7 学校図書館の利用状況（学年別）



3 家庭等での読書活動の状況

(1) 読み聞かせの状況

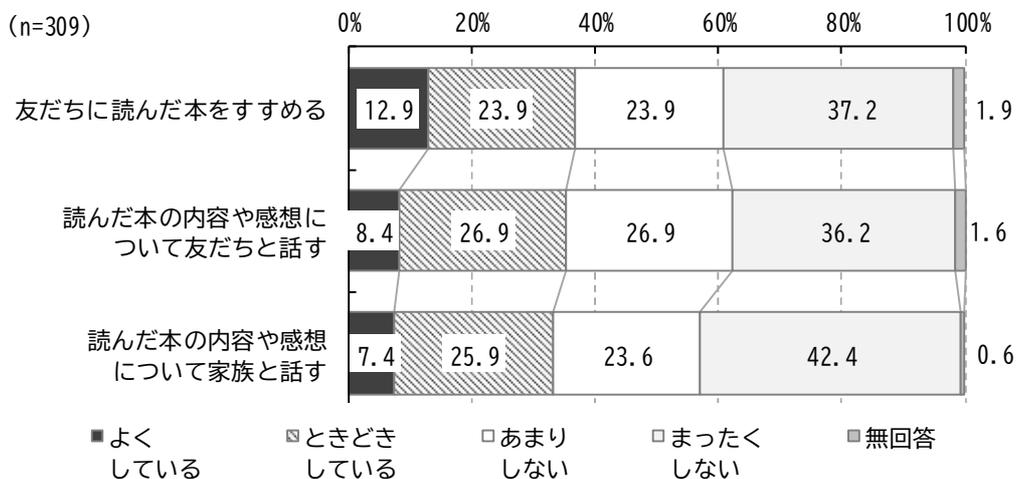
4年生以下の子どもを持つ保護者向け調査結果によると、子どもの小学校入学前の読み聞かせについて、「よく読み聞かせをしていた」「ときどき読み聞かせをしていた」を合わせた実践層が89.5%、「あまり読み聞かせをしていなかった」「読み聞かせをしていなかった」を合わせた非実践層が10.3%となっています（図表2-8）。



(2) 家庭や友だち間でしている読書活動

高校2年生相当の青年向け調査結果によると、普段している読書活動について、「友だちに読んだ本をすすめる」では「よくしている」「ときどきしている」を合わせて37.1%であり、「読んだ本の内容や感想について友だちと話す」では34.3%、「読んだ本の内容や感想について家族と話す」では33.0%となっています。読書をしている高校生世代の中に、本を通じて家族や友達とコミュニケーションを図っている層が一定数存在することがうかがえます（図表2-9）。

図表2-9 家庭や友だち間でしている読書活動（特に実践されている項目を抽出）



第3章 計画の背景と視点

第一 計画策定の背景（まとめ）

- 国の第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、地方公共団体に対し、子どもの読書活動の推進が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められました。
- 令和2年4月に国が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」では、アクセシブルな書籍・電子書籍等の継続的な提供、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことが基本的な方針として掲げられています。
- 国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、改正学校図書館法における、学校司書配置の努力義務規定を踏まえ、学校司書の各学校図書館への配置の推進を図ることが示されました。
- 区立図書館では、ティーンズサービスに重点を置いた取り組みを行ってきており、POPとビブリオによる書評バトル、ティーンズボランティア等の事業は、徐々に定着しつつあります。
- 学校では、授業等における学校図書館の利用を促進するために、学校図書館運営支援スタッフの配置時間を増やし、より充実したサポートを受けられるようにすることが求められています。
- アンケート調査の結果、本が好きな子どもたちが多いにも関わらず、学年が上がるにつれ、本を読めていない状況があることがわかりました。
- 令和3年より運用している「しながわ電子図書館」については、約8割の子どもたちはその存在を知らず、利用率は3～5%であることがわかりました。

第二 計画策定にあたっての視点

○本を読む子どもを増やす

アンケート調査の結果、多くの子どもたちが本を読むことが好きと回答しており、それは中学生・高校生でも変わりませんでした。ところが、1か月の間に本を読んだかについての回答になると、年齢が上がるにつれ減少しています。それは、子どもたちの世界が広がり、読書以外に興味を示しているということですが、感受性が強く多くのことを覚えるこの時期は読書にとっても重要な時期となります。これまで重点を置いて様々な取り組みを行ってきたティーンズ世代へのアプローチをさらに充実させ、同時に、将来を見据えて、乳幼児期からの取り組みにも力を入れ、本を読む子どもを増やすことを目指します。

○子どもの多様性に対応する

国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもたちの読書機会を確保することが方針に掲げられています。実際、図書館には、区民・利用者から、発達障害がある子どもや、母語が日本語ではない子どもの読書についての相談が寄せられるようになってきています。このことを踏まえ、「あらゆる子どもの読書環境を整えること」に重点を置いた施策を進めます。

○デジタル社会のメリットを活かす

GIGAスクール構想によって、児童・生徒一人に一台端末が与えられるなど、子どもたちを取り巻く社会は、ますますデジタル化が進んでいます。このような状況の中で、子どもたちは、溢れる情報の中から、その真偽を見極め、必要なものを選び取る力を身に着けることが必要となってきます。また、電子書籍等のデジタルデバイスの活用は、もう一つの視点「子どもの多様性に対応する」から見ても、大きな力となることが期待されます。本計画では、電子図書館の可能性とともに、子どもたちの、インターネット情報も含めた情報活用能力の向上を図ることも念頭に取り組みを進めてまいります。

○子どもの声を聴く

子どもの読書活動を推進する計画においては、子どもの声をどれだけ活かすことができたかが重要です。

これまでの経過や現状を踏まえ、様々な機会を捉えて子どもの声を聴き、取り組みにつなげてまいります。

第4章 計画の目標と体系

第一 計画の目標

1 目標

社会の一層のデジタル化を踏まえ子どもの読書活動を幅広く捉え、
図書館・学校・家庭・地域が連携して、
豊かな読書体験の機会を創出し、ウェルビーイングにつなげる。

デジタル化の急速な進展は、情報収集、コミュニケーションのツールとしてインターネットやデジタルメディアを子どもたちにも身近なものとなりました。こうした状況の中で、子どもたちの読書活動も、新しい形で捉えていく必要があります。

このような状況においては、「読書」を、紙の本だけでなく、電子書籍やオーディオブック等、デジタル技術を活用した読書をも含めたものとして捉えることが求められます。

紙の本だけでなく、デジタルメディアも活用しながら、誰もが簡単にアクセスできる読書環境を整えていくことで、読書の楽しさや知識の広がりを享受できるようにしていくことを目指します。

また、このような読書体験を充実させるためには、図書館・学校・家庭・地域が連携して子どもたちを支えることが不可欠です。各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に補完し合うことで、子どもたちの多様な読書環境を実現します。

本計画では、すべての子どもたちがデジタル社会の中でも豊かな読書体験を享受し、心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。

すべての子どもたちが、より身近に本と触れ合い、知識や感性を深め、豊かに人生を歩む力を育むことで、ウェルビーイングにつなげてまいります。

2 段階別目標

本計画では、成長過程に応じた段階的な取り組みを進めることを前提として、段階別目標と、すべての段階に共通するものとして、支え手としての大人たちの目標、より良い読書環境を整えるための目標を、次のように掲げます。

(1) 乳幼児期

保護者等、安心できる人たちとふれあう中で、「わらべうた」等を聞き、声を聞く心地よさを味わい、絵本を読み聞かせてもらって言葉を育み、いろいろな本に親しみます。

(2) 小学生段階（義務教育学校前期課程に通う児童を含む）

読み聞かせからひとり読みへスムーズに移行し、様々な本に出合って、読書の世界を広げるとともに、本等を活用して知りたいことを調べる力、情報を取捨選択する力を身につけます。

(3) 中学生段階（義務教育学校後期課程に通う生徒を含む）

一人ひとり異なる読書興味を追求するとともに、本やインターネットから得た情報を活用し、社会に主体的に関わろうとする意識・意欲を育み、そのための能力を高めます。

(4) 高校生段階

読書の幅を広げるとともに、本やインターネットから得た知識・情報を活用して、主体的に社会へ参画し、情報を発信する側に立つべく、情報活用能力を身につけます。

(5) 大学生段階

地域の大学生世代同志がつながり、中学生・高校生ともつながって、区の子ども読書活動推進の一翼を担うことを目指します。

(6) 保護者等周りの大人たち

子どもたちと一緒に、読書を楽しみます。本を読むことをためらう子どもたちも、少しの手助けで読むようになることを認識し、実際に読書へ導くことを目指します。

(7) より良い読書環境のために

誰もが、気軽に、読書の楽しさを味わえる環境づくりを目指します。

- ①障害の有無に関わらず、誰でも読書に親しめる環境づくり
- ②多言語で読書ができ、日本語習得の支援にもつながる環境づくり
- ③身近な場所で読書につながることのできる環境づくり

第二 計画の体系

目的	策定の視点	目標
<p>すべての子どもたちが、読書や本の活用等を通じて、豊かな感性を育み、実り多き人生を送る力を身につける</p>	<p>本を読む 子どもを増やす</p> <p>子どもの多様性 に対応する</p> <p>デジタル社会の メリットを活かす</p> <p>子どもの声を聴く</p>	<p>社会の一層のデジタル化を踏まえ子ども読書活動を幅広く捉え、図書館・学校・家庭・地域が連携して豊かな読書体験の機会を創出し、ウェルビーイングにつなげる。</p>

段階別目標

【乳幼児期】

保護者等、安心できる人たちとふれあう中で、「わらべうた」等を聞き、声を聞く心地よさを味わい、絵本を読み聞かせてもらって言葉を育み、いろいろな本に親しみます。

【小学生段階】

読み聞かせからひとり読みへスムーズに移行し、様々な本に出合って、読書の世界を広げるとともに、本等を活用して知りたいことを調べる力、情報を取捨選択する力を身につけます。

【中学生段階】

一人ひとり異なる読書興味を追求するとともに、本やインターネットから得た情報を活用し、社会に主体的に関わろうとする意識・意欲を育み、そのための能力を高めます。

【高校生段階】

読書の幅を広げるとともに、本やインターネットから得た知識・情報を活用して、主体的に社会へ参画し、情報を発信する側に立つべく、情報活用能力を身につけます。

【大学生段階】

地域の大学生世代同志がつながり、中学生・高校生ともつながって、区の子ども読書活動推進の一翼を担うことを目指します。

より良い読書環境のために

誰もが、気軽に、
読書の楽しさを味わえる
環境づくりを目指します。

障害の有無に関わらず
誰でも読書に親しめる
環境づくり

多言語で読書ができ
日本語習得の支援にも
つながる環境づくり

身近な場所で読書に
つながることができる
環境づくり

【保護者等周りの大人たち】

子どもたちと一緒に、読書を楽しみます。
本を読むことをためらう子どもたちも、少しの手助けで読むようになることを認識し、実際に子どもたちを読書に導くことを目指します。

第5章 計画推進のための施策

1・乳幼児期における読書活動推進のための施策

○ 乳幼児啓発事業「はじめてのえほん よんで よんで」

4か月児健康診査受診者に引換券を配布し、品川区立図書館全館(11館)とおおききこども図書室で、絵本1冊と図書館の利用案内、おすすめ絵本のリスト等を入れた布製の手提げバッグと引換えを行います。現在、5種類の絵本から1冊選択してもらっていますが、この選択肢に点字付き絵本・外国語の絵本を加えることを検討します。

また、保護者と子どもと一緒に参加できる講座を実施し、乳児期から絵本に触れる意義、子守歌・わらべうたが聞く耳を育てることを伝えていきます。

○ 「しながわ親子読書の日」「家読」の啓発

毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、親子が家庭で一緒に読書を楽しむよう、月ごとにテーマを決めて、読みきかせにおすすめする絵本のリストを発行します。また、記録をつけることが読書の励みとなるよう、子ども向け・親子向けの読書ノートを配布し、家読を広めます。

○ おはなし会の実施

子どもたちが、よい絵本に出会う場としておはなし会を行います。幼児・小学生向けのおはなし会のほか、近年、需要の高まっている乳児向けのおはなし会、英語や多言語でのおはなし会、手話付きのおはなし会等を実施していきます。

○ 子ども読書の日フェアの実施

4月23日の「子ども読書の日」と秋の読書週間にちなんで「子ども読書の日フェア」を開催し、特集本の展示、映画会・おはなし会・手作り会・人形劇・科学工作あそびなどのイベントを実施します。

○ スタンプラリーの実施

8月1か月間の中に、異なる日付で3回自分の利用カードで本を借り、スタンプを集めた子どもに賞状と景品を渡します。丸い用紙におすすめの本を書いてもらい、果実に見立てて、読書の実として展示します。

○ 保育園・幼稚園等へのグループ貸出・団体配本

保育園・幼稚園等のクラスごとに50冊まで1か月間の貸出をします。図書館から遠い地域の希望する施設へは、図書館で選書した本を3か月ごとに配本する団体配本を行います。

- 保育園・幼稚園等への訪問おはなし会・来館おはなし会の実施
 保育園・幼稚園等の施設へ出向き、または来館してもらって、おはなし会を行います。また、大勢への読み聞かせに向く大型絵本を収集します。
- 児童センターとの共催事業
 児童センターを会場に、絵本講座・人形劇等の本に関わるイベントを実施し、普段図書館を利用しない層に対しても、図書館や「しながわ親子読書の日」、「家読」をPRします。
- PR物の作成
 全館共通のPR物として、
 「絵本とあかちゃん～はじめての出会い」「ご家庭での絵本の楽しみ方」
 「おひぎのうえで」0～2歳向け・3～5歳向け（おすすめ絵本のリスト）
 「おひぎのうえで もっと」0～2歳向け・3～5歳向け
 「よんでみたいな ちいさいこむけ」（前年1年に発行された中から選んだリスト）
 を配布します。他に、各館ごと地域特性に合わせて工夫したPR物を作成・配布します。
- 児童サービスボランティア・地域読み聞かせボランティア向け講座の実施
 区立図書館のおはなし会を実施してもらう「児童サービスボランティア」に登録してもらうために必要な知識を学ぶ「新規ボランティア講座」、登録後のスキルアップを目的としたレベルアップ講座、図書館以外でも活動したい方に登録してもらい、派遣を希望する区立施設に紹介する事業を行います。
- 地域読み聞かせボランティア向け講座の実施
 地域でボランティアとして読み聞かせなどの活動を行っている方を対象に公募を行い、スキルアップを目的とした講座を行います。

2・小学生段階における読書活動推進のための施策

- 新入生向け利用案内の発行
 小学校1年生に向けて、図書館の紹介をする利用案内を作成し、区立小学校・義務教育学校を通して配付します。
- おはなし会の実施
 子どもたちが、よい絵本に出会う場としておはなし会を行います。定例のおはなし会のほか、英語や多言語でのおはなし会、手話付きのおはなし会を実施していきます。
- 子ども読書の日フェアの実施
 乳幼児期の項目参照

○ スタンプラリーの実施

乳幼児期の項目参照

○ 科学あそび教室の実施

観察や実験を通して自然科学への興味を喚起させ、知識の本や科学読み物への導入を図るために開催します。

○ 図書館員体験

図書館の仕事を実際に体験してもらうことによって、図書館や読書により興味を持ってもらうことを目的としています。

○ 図書館見学

学校等からの依頼を受けて、図書館見学を実施します。普段は見ることのできない裏側を見てもらい、どのように仕事をしているかを知ってもらうことで、図書館へ親しみを感じてもらいます。

○ 学校等への訪問おはなし会・ブックトークの実施

希望する学校等へ訪問し、おはなし会、ブックトークを実施します。

○ 児童センター・すまいるスクール等へのグループ貸出・団体配本

児童センター・すまいるスクール等に50冊まで1か月間の貸出をします。図書館から遠い地域の希望する施設へは、図書館で選書して3か月ごとに配本する団体配本を行います。

○ PR物の作成

全館共通のPR物として「よんでみたいな！」（前年1年に発行された中からおすすめの本を選んだリスト）1・2年生向け、3・4年生向け、5・6年生向けを発行、配布します。

そのほか、各館ごと地域特性に合わせて工夫した図書館新聞、おすすめ本リストなどのPR物を作成・配布します。

○ 学校図書館運営サポート

品川区立小・中学校および義務教育学校の学校図書館に、貸出返却・資料集め・レファレンス・資料整備・読み聞かせ・ブックトーク・学校図書館だよりや装飾の作成、選書補助等の業務を行う学校図書館運営支援スタッフを配置します。現在、週15時間または18時間の配置時間を拡張することを目指します。

また、学校図書館をシステム・ネットワーク化し、区立図書館システムと連携を行い、学校図書館で予約・取り寄せをした区立図書館の本を、巡回車で週2回、配送します。

学校図書館ボランティアを対象に、学校図書館の基礎知識・読み聞かせの仕方等についての講座を行い、研修機会を提供します。

3・中学生段階における読書活動推のための施策

○ ティーンズコーナーの充実

各館のティーンズコーナーに、中学生から大学生までに向けたさまざまな資料を並べます。資料の収集においては、ティーンズボランティアをはじめとしたティーンズの声のできるだけ反映させて選書を行います。

○ ティーンズ書評バトルの実施

POP部門（おすすめ本のPOPを作成して応募してもらい、図書館の利用者の投票でチャンプを決めるコンテスト）とビブリオ部門（応募したバトルが5分でおすすめの本を紹介した後、3分間、会場からの質問に応じ、観覧者の投票でチャンプを決める）の2つの書評バトルを行い、おすすめの本を紹介するという形の自己表現の場を提供すると同時に、同年代がおすすめする本によって、読書興味の幅を広げる機会とします。

○ ティーンズボランティア

各館でティーンズを対象にボランティアを募集し、本の配架作業からPOPの作成、特集展示、イベント実施の補助等の活動をしてもらいます。

○ 職場体験

学校等からの依頼を受けて、生徒に職場体験をしてもらいます。図書館の仕事を実際に体験してもらい、将来の職業選択の参考としてもらいます。

○ 学校でのブックトーク・ビブリオバトル出前授業の実施

希望する学校等へ訪問し、ブックトークや、ビブリオバトルを体験してもらう出前授業を実施します。

○ 自習室開放

近隣の中学校・義務教育学校・高等学校の定期試験と、受験シーズンに合わせ、学生向けに自習室を解放します。

○ PR物の作成

全館共通のPR物として「Let's Read!」（前年1年に発行された中からおすすめの本を選んだリスト）を発行、配布します。

そのほか、各館ごと地域特性に合わせて工夫した図書館新聞、おすすめ本リストなどのPR物を作成・配布、図書館ホームページのティーンズコーナーにも掲載します。

○ 学校図書館運営サポート

小学生段階の項目参照

4・高校生・大学生段階における読書活動推のための施策

○ ティーンズコーナーの充実

各館のティーンズコーナーに、中学生から大学生までに向けたさまざまな資料を並べます。資料の収集においては、ティーンズボランティアをはじめとしたティーンズの声でできるだけ反映させて選書を行います。

○ ティーンズ書評バトルの実施

POP部門（おすすめ本のPOPを作成して応募してもらい、図書館の利用者の投票でチャンプを決めるコンテスト）とビブリオ部門（応募したバトラーが5分でおすすめの本を紹介した後、3分間、会場からの質問に応じ、観覧者の投票でチャンプを決める）の2つの書評バトルを行い、おすすめの本を紹介するという形の自己表現の場を提供すると同時に、同年代がおすすめする本によって、読書興味の幅を広げる機会とします。

○ ティーンズボランティア

各館でティーンズを対象にボランティアを募集し、本の配架作業からPOPの作成、特集展示、イベント実施の補助等の活動をしてもらいます。

○ 学校でのブックトーク・ビブリオバトル出前授業の実施

希望する学校等へ訪問し、ブックトークや、ビブリオバトルを体験してもらう出前授業を実施します。

○ 自習室開放

近隣の中学校・義務教育学校・高等学校の定期試験と、受験シーズンに合わせ、学生向けに自習室を解放します。

○ PR物の作成

各館ごと地域特性に合わせて工夫したティーンズ向けの新聞、おすすめ本リストなどのPR物を作成・配布、図書館ホームページのティーンズコーナーにも掲載します。

○ 高等学校等との連携

区内にある高等学校に対し、公共図書館に求めるサービスや、ボランティア体験・図書館見学の受入れ等のニーズについて調査し、連携を進めていきます。

○ 大学との連携

区内にある立正大学、清泉女子大学の大学図書館でアルバイトをしている学生のグループに、ティーンズに向けた企画を提案してもらい、協同で実施していきます。

5・より良い読書環境づくりのための施策

○ 子どもの多様性に対応した幅広い資料の収集

子ども向け大活字本、LLブック^{*1}、点字図書、さわる絵本^{*2}、マルチメディアDAISY^{*3}図書等バリアフリー図書の収集により、通常の図書を読むことが難しい子どもが、自分にあった図書に出会える環境を整えるとともに、こういった資料があることを広くPRしていきます。

また、日本語を母語としない子どもたちが、日本語を習得するのに役立つよう、日本語の多読^{*4}図書を収集するとともに、英語や母国語での読書ができるよう、しながわ電子図書館も含めて、多言語の資料を収集していきます。

.....

- *1 LLブック：誰でもやさしく読みやすいよう工夫して作られた本
- *2 さわる絵本：絵本を原本とし、布や皮革、毛糸などの素材を用いて、台紙に絵の部分
を半立体的に貼り付け、文の部分を点字と墨字にした図書
- *3 マルチメディアDAISY図書：音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図
書。読み上げているフレーズの色が変わるハイライト機能があり、また、読みやすい
ように、文字の大きさ、音声のスピード、文字や背景の色を選ぶことができる
- *4 多読：辞書を使わずに、自分にとって読みやすい内容の本をたくさん読むことで、
語学力を身につける学習法

.....

○ 子どもの多様性に対応したアプローチ

身体の障害、家庭の事情等、様々な理由で、読書することが困難になっている子どもが、
どうすれば読書に親しめるのか、図書館が外向いていくことや、しながわ電子図書館の充
実も含め、アプローチの方法を検討していきます。

○ 区内の関連施設等との連携

都立品川特別支援学校、品川区児童相談所、障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」、マイス
クール、明晴学園、子ども食堂等に働きかけ、連携して子どもの読書活動を推進するこ
とを視野に入れ、取り組みを進めていきます。

6・子どもの読書活動を進めるための情報発信

○ 子どもに届く多様な情報発信

各段階の施策として、作成・配布することとしているPR物について、従来の配布方法・図書館ホームページへの掲載に加え、各種SNS・デジタルサイネージの利用を含め、広く発信していきます。

○ 図書館ホームページの充実

読書活動に関する情報発信のプラットフォームとして、図書館ホームページの「こどものページ」「TEENsのページ」を、それぞれの対象者にとって魅力的かつ使いやすいものにしていきます。また、保護者、学校・幼稚園・保育園等の先生方等、子どもの読書活動に関心のある大人の方々に向けたページについても充実を図ります。

資料編

第一 基礎調査

1 アンケート調査の概要

(1) 目的

本計画の策定にあたり、以下の3つの調査を実施し、品川区の子どもや家庭での読書活動等の実態を把握しました。

(2) 調査内容

調査対象	①品川区立学校に通う5年生および8年生生徒 ②品川区に在住する1年生～4年生の子どもの持つ保護者 1,500人 ③品川区に在住する高校2年生相当の青年 1,500人
抽出方法	①品川区立学校52校へ調査協力を依頼 ②・③品川区住民基本台帳に基づく、層化無作為抽出
調査方法	①学校を通じた調査依頼により、紙の調査票を配布・回収 ②・③調査票を郵送配布し自記入方式で回答、郵送回収・WEB回収の併用
調査期間	①令和6年7月8日(月)～7月25日(金) ②・③令和6年8月21日(水)～9月2日(月)
有効回収数・回収率	①1,566件 ②629件、41.9% ③309件、20.6%

(3) 調査結果(まとめ)

調査結果の詳細については、別冊「品川区子ども読書に関するアンケート調査報告書」をご参照ください。

2 ヒアリングの概要

(1) 目的

子どもの読書活動や電子メディア利用に関する知見を持つ有識者等を対象にヒアリング調査を実施し、その結果を分析することで、計画策定における施策検討の資料とします。

(2) 対象、実施日時

氏名	肩書	実施日時
佐藤毅彦	立正大学文学部教授	令和6年7月23日 14:00～15:00 ※2名同時に実施
堀純子	立正大学文学部教授	
安形輝	亜細亜大学経営学部データサイエンス学科教授	令和6年7月26日 10:15～11:00
岡枝理佳	NPO 法人 IWC 国際市民の会理事	令和6年7月26日 13:00～13:45
野口武悟	専修大学文学部教授	令和6年7月30日 17:30～18:30

(3) ヒアリング結果

①中学生・高校生の読書習慣・読書活動の現状について

- 中学生と高校生の読書活動については、ずっと不読率が高い。小学校、中学校は、結構、朝の読書が効いていると思う。本当に読書習慣が身についているのかどうかは、これからわかってくる。
- 高校生については、忙しいというよりは、学校で無理やり読書させることに抵抗があると思う。高校生は、自分が読みたいと思わないと読まない。正直、短期的なことでは解決できないと思う。
- 確かに今の子どもたちは、本自体は読んでいないが、スマホやインターネットで文字情報を受け取る分量は多い。本に限られた読書にすべきなのか。そこに注力すべきなのか。
- 本を読むという意味での不読率が高いというのは色々なところで指摘されているが、それを本当に問題視すべきなのかどうか。

②中学生・高校生の読書活動を促すため公共図書館が果たすべき役割について

- 主体的な調べ学習、アクティブラーニング（一方的な講義形式の授業ではなく、生徒が能動的に考え学習する教育法）と図書館をつなげることが重要だと思う。区でやる場合は、学校図書館や学校と連携して、モデルにできると良いのではないかな。
- 調べるときに本が役立つことを体験してもらうことが大切。
- 図書館を読書の施設だと思っている人が多い。図書館は色々な機能を持っており、調べることができる場所でもある。音楽配信の契約をしている図書館もあるし、図書館では色々な楽しみができることを、まずは知ってもらうことが重要。
- 読書活動というよりは、読書の場を提供するという意味で、図書館が読書環境を整備して、図書館に来ていただきやすい、来ていただけるようなことは、もう少しやる必要があるのではないかなと思う。

- これは非常に難しく、永遠の悩み。統計上、不読率は5割前後だが、逆に言うと、読んでいる子も5割はいる。なぜ、同じ高校生で、忙しくても読んでいるのか。読んでいない子にどう読ませるのかというよりも、読んでいる子はどうか読んでいるのかをもっと知ってもらった方が良いのではないか。
- ティーンズ世代でよく本を読む子や図書館に来る子たちにインタビューをして、事例集を図書館が作って発信したらどうか。SNSでも良い。本を読んでいる子を、どうやって工夫をして本を読んでいるのかを紹介したら良いと思う。

③中学生・高校生の読書環境づくりについて

- 司書の役割は非常に大きい。施設があっても結びつける人がいないと難しい。学校でも先生だけだと、なかなか図書館を使ってもらうようにはならない。
- 学校現場で図書館を使い、色々な資料にあたって成果物を作っていくプロセスが、中学校、高校では必要だと思う。そのためには、司書教諭や学校司書の存在が非常に重要になる。先生だけだと、なかなか図書館を使ってもらおうとはならない。
- 家庭も大事。結局は大人だと思う。大人が本を読まない、子どもも本を読まない。感情を豊かにするためには、物語を読むことが重要。そういうものは、大人と一緒に、話題になったものを読んだり、楽しんだりできるような読書環境があると良い。子どもにだけ「読め、読め」と言っても、読まない。
- 大人が本を読むことを面白がっていれば、それだけで子どもは興味を持つ。
- とっかかりは柔らかくて良い。マンガでも良い。
- 中高生についていえば、スマホを四六時中握っている。スマホを快適に使える状態をつくることは、中高生を呼び込むことにつながるのではないかと。読書に直接結びつかないが、まずは図書館に来ていただくという意味では必要だと思う。
- 学校教育との連携で、総合的な学習の時間などで調べ学習がある場合、インターネット上の情報だけではわからないような課題を出す。あわせて図書館で支援をするような講座のようなものを提供する可能性はある。また、PC環境の充実は必要だと思う。

④障害のある子どもへの図書館サービスについて

- 最近のトピックは、読書バリアフリー。視覚障害者だけではなく、ディスレクシア（文字の読み書きに困難を抱える障害）の方等にとっても、デイジー（デジタル録音図書国際標準規格）図書は非常に有効と言われている。そのあたりをどう取り組んでいくのか。
- 視覚障害の方、読書バリアフリーの対象になるような子どもたちにとっては、サピエ図書館（視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）が行っている点字図書・デイジー図書のデータを提供するサービス）等のサービスをしているところにアクセスできるかどうか大きな話になる。
- 孤立しがちな障害をお持ちの方を、視覚障害の方や読書バリアフリーを求める人たちのコミュニティにうまくつないであげる役割を果たすところは必要だと思う。

- 図書館業界で典型的なものとしては、デジジー図書が有名。それも障害のある方の読書では不可欠。そういう書籍を充実させていく。また、区の図書館だけが提供するのではなく、是非、学校図書館でも使える環境を作っていくことが重要になる。
- 区の図書館だと障害者サービスの利用登録が必要だが、子どもの登録に対して保護者が認めない場合もあるので、子どものデジジー図書については、学校経由で使っていただくことが良い。
- 区の図書館として、サピエ図書館やみなサーチ（国立国会図書館が提供する、障害のある方が利用しやすい形式の資料を探ることができるサービス）を活用されていると思うので、そういうデータを区の図書館としてダウンロードして学校に提供することは、著作権法上、何も問題はないので、そういう活用の仕方もあると思う。
- 学校向けのバリアフリー資料のセットを用意して、セット貸出しているところもある。次期計画の5年間の間に、そういうセットを何セットか用意するとかは、あっても良い。
- 読書活動として、子ども向けに読み聞かせやお話し会はやるが、それをインクルーシブ（障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくこと）なものにしていくことも重要だと思う。例えば、手話ができるボランティアさんに入ってきていただき、手話付きのお話し会を開催してみるとか。図書館職員の方たちだけでガムシャラにやるという発想ではなく、手話が得意な区民の方に入ってもらい一緒にできると良い。

⑤外国にルーツのある子どもへの図書館サービスについて

- 中途半端に外国語の資料を収集しても、あまり意味がないと思う。切り捨てる訳ではないが、中途半端にやって皆がlose-loseになるくらいなら、どこかに集中して皆がwin-winになる方が良い。
- 保護者が読書の大切さ、本を読むことの大事さを認識することが重要だと思う。
- 本を読むことで、子どもたちの心が非常に成長するという、小さければ小さいほど、読書または読み聞かせをしてあげることが大事であることを理解してもらうことが重要。
- 自分で字が読めるようになって、一生懸命、文字を追っている段階では、内容はわからない。大人と一緒に読んでもらうことで、本を読むことが楽しいと思うようになれば、次は自分で読むようになる。そこまでのサポートを大切にされた方が良い。そういう過程の中で読書習慣を身に付けていくことが大事だと思う。
- 子どもが本に慣れていない場合には、保護者を含めてのアプローチが大切。
- 大きく2つの観点がある。1つは、多言語資料。その子の第一言語、母国語で読書できる環境をどうつくっていくのか。品川区の実状に合わせて、比較的人口比の多い言語を優先して収集していくことになると思う。また、学校でも指導が必要な外国にルーツを持つ子どもはいるので、学校図書館にも多言語資料を揃えていけると良い。もう1つの視点が、やさしい日本語。資料だけではなく、図書館の館内の利用案内もそうした視点で提供されると良い。

○世田谷区のボランティアグループで多言語絵本の会 RAINBOW という団体が、誰でも利用できるように、日本昔話やよく知られている絵本作品等を多言語翻訳して電子書籍化をしている。そういうところの作品を使わせてもらっても良いのではないかな。

⑥困難を抱えている子どもへの図書館サービスについて

○品川区の取組みとしてやっている生活困窮者自立支援事業「学習支援あした塾」の会場に出向いて、図書館が薦めの本を貸し出すとかしても良いのではないかな。

⑦テクノロジーと読書との関係について

○国際子ども図書館で「調べる・学ぶ・読む」というコンテンツを作っており、この中にあ
る「本で調べる東京名所」では学習しながらデジタルコンテンツを見ることができる。
昨年リリースされたばかりなので、国際子ども図書館周辺の上野しかない。これの品川
版を作ってはどうか。

○国立国会図書館には、ジャパンサーチというコンテンツがある。そこでは、その場で割
と簡単に電子展示会を作ることができる。作り方のマニュアルも提供されている。すぐ
に学校でも取り組んでもらうことができる。中学生、高校生、大学生は、体験しながら
学ぶことが好きだと思う。

○調べ学習や歴史研究等で、ネット上では出てない本を調べる時に、国会図書館のデジタ
ルコレクションは非常に貴重な情報源となる。普通の図書館の電子書籍サービスよりは
使いにくいけど、公共図書館の人が、興味深いタイトルの資料を子どもたちに紹介するこ
とはできると思う。

○電子書籍と一口でいうけど、図書館向けの電子書籍の話と、一般向けの電子書籍の話は、
切り分ける必要がある。電子書籍というキーワードの扱いは難しい。

○生成AI全盛の時代だからこそ、図書館が重要になると思う。情報の確かさをどうやっ
て見極めるのかという時に、図書館に立ち戻るしかない。「図書館に行こう」「司書にき
こう」という流れを作っていくことが重要。学校教育、学校図書館と連携してアピール
していくことが大切。

⑧次期品川区子ども読書活動推進計画を策定していく際に求められる視点・考え方について

○お金は、人にかけていただきたい。人に尽きる。人と人をつなげていくことが大切。

○学校図書館には、人が必要だと思う。

○明確に、これが好きというものを持っている子どもは、本との出会いも早いと思う。子
どもたちは、自分の興味のあるものに対しては、情報を探す。そういう興味があるもの、
好きなものを引き出してあげることが重要。

○どんなに重い障害の子どもであったとしても読書ができる環境をどう実現していくのが
重要な視点となる。そのあたりの意識を変えていくというのは、次期計画をどうして
いくのかにもつながると思う。

- 図書館から接点づくりを行う中で、少しずつ図書館に対する意識を持ってもらうと良い。そういう子どもたちが、安心してくることができる空間づくりという点でも、大きな意味を持つと思う。
- 読書推進計画のターゲットは子どもかもしれないが、大人が重要な鍵を握っている。
- 次期というよりも、長期的な視点になるが、いずれは「子ども」を取ってしまい、「品川区読書活動推進計画」にしたら良いのではないか。
- 読書環境の捉え方として、公共図書館や学校というように既存の枠組みの中で考えてしまいが、もう少し区内にある書店、私立学校等、たくさんある民間事業者を巻き込んで、一緒にできることを方向性として打ち出しても良いのではないか。

⑨社会全体で子どもの読書活動を進めるために必要なことについて

- 図書館をどんどん活用してもらおうという話と、子どもにどんどん読書してもらおうという話しを一緒に考えても良いが、図書館を活用してもらおうということかというと、本を読む場所、勉強する場所という固定観念ではなく、もう少し色々な機能があるということを出しても良いと思う。居心地の良い場所で、たまたま本棚を見たら「面白そうなものがあるな」という発見ができる場所に図書館がなれば良いのではないか。
- 情報リテラシーについては、重要性が増していると思う。子どもたちが過度に情報に踊らされないようにしていくことは大切だと思う。
- 理想的には、図書館は、信頼できる情報を提供する場であって欲しい。そういう意味では、図書館のスタッフの方が、特定の言説に惑わされることなく、情報の信頼性なり、ある種の評価ができるようにしないとイケない。
- 興味があること、好きなことを、本につなげていくには、誰かがつなぐ役割を持った方が良い。
- ワクワク、ドキドキ、怖いものを乗り越えていくということも、読書の中にはある。そのときに、一緒にいてくれる大人がいれば乗り越えていかれる。やはり、周りの大人、特に家族は大事だと思う。
- そもそも大人が読まない状況で、子どもに本を読めと言っても読まない。本来は、大人も含めて、読書に親しめる環境づくりを進めるべきだと思う。
- 読書の魅力にあらためて気づいてもらうような機会づくりをどうしていくのかが、一つ重要なポイントとなる。

3 ワークショップの概要

(1) 目的

本計画において重点を置いているティーンズ世代への効果的なアプローチの手法を探るため、同世代の子どもたちを対象として、ワークショップを行いました。

(2) 開催概要

①中学生・高校生ワークショップ

趣旨	品川区では、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を好きになるために、どこでも、いつでも、自分から進んで本を読むことができるように、いろいろな取り組みを行っています。中高生にもっと読書を楽しんでもらうために、アイデアを考えるワークショップです。
日時	2024年8月25日（日）14：30～16：00
場所	品川図書館（北品川2丁目32-3）
参加者	品川区立図書館のティーンズボランティア制度に登録している中学生、高校生 ※大学生のティーンズボランティアにファシリテーター（各グループの進行役）を依頼
参加人数	中学生：11名 高校生：3名 大学生：5名 事務局：品川区 3名 創建2名

②大学生ワークショップ

趣旨	品川区では、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を好きになるために、どこでも、いつでも、自分から進んで本を読むことができるようにいろいろな取り組みを行っています。中高生にもっと読書を楽しんでもらうために、アイデアを考えるワークショップです。
日時	2024年8月27日（火）14：00～15：30
場所	品川図書館（北品川2丁目32-3）
参加者	立正大学図書館 学生スタッフ 清泉女子大学図書館 学生スタッフ
参加人数	立正大学図書館 学生スタッフ：5名 清泉女子大学図書館 学生スタッフ：7名 事務局：品川区3名 創建3名

(3) ワークショップ結果

①中学生・高校生ワークショップ

【Aグループのまとめ】

- 読書をしない理由としては、本が多くどの本から読めばよいかわからない、タイトルがつまらなさそう等。自分に合う本なのか選ぶのが難しい、図書館の使い方が分かっていない等の意見が挙げられた。
- それらに対する対策として、わからないことに対しては、どの層向けの本なのかをはっきりさせる。また、ランキングを作ってみる。
- インターネットを使った対策としては、有名人のSNSやYouTubeのショート動画の本紹介などをきっかけとして読んでみようと思ったり、品川区内の近所を聖地にした本があれば、そういう情報を発信することで読むきっかけになると思う。
- 自分たちができることとしては、本のバーコードの隣にちょっとしたあらすじをつけると、タイトルに惹かれて本を手にとった時に確認できて良いと思う。
- 図書館の中に、近所の聖地の本や話題の本等、対象別のコーナーを作ると良い。
- POPについては、自分たちティーンズボランティアが作っても良い。また、図書館に来た人が自由にPOPを作成できるコーナーを作っても良いと思う。

【Bグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、面白い本を見つけることができないこと、本に対するネガティブなイメージが強いこと等の意見が挙げられた。
- 面白い本を見つけることができないことに対して、図書室や図書館では、目を惹くコーナーや、同世代のティーンズボランティアが薦めする本を置いてみると良い。パッと読める本、手軽に読める本を選ぶことが大切だと思う。
- ネガティブなイメージを持っているのは、学校で出される課題が暗く、そうした本を強制的に読まされたことが原因なのではないか。
- 課題として本に触れるのではなく、お友達が薦めた本に触れる機会を作った方が良い。その際には、内容を暗いテーマではないもので、明るいものから薦めていくことがポイントだと思う。
- SNSでは、小説の内容が気になるようなセリフを入れたティーザー（視聴者をじらすような仕掛け・仕組みを用いて、興味関心を引くことを目的とした広告や映像のこと）を作ったり、YouTube化してみてショートで流すとか。そういうバズりそうなことをやってみる。
- ティーンズボランティアが自分たちと同じ世代向けにPOPを選んでも良い。

【Cグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、面倒、時間がない等の意見が挙げられた。自分の好きな本がわからない、何を読んで良いのかわからない、という意見が多かったので、それについてできることを考えてみた。

- 図書館でできることとしては、本の福袋。毎年やっているところが多いが、毎月やっても良いと思う。また、本の通帳を作って、本を借りる楽しみを付与すると面白い。
- インターネットの利用については、図書館ホームページに検索の画面があるが、題名、作者だけではなく、自分の趣味に合ったキーワードなどで検索ができると良い。ホームページだけではなく、館内のパソコンでも、そういう機能があると良い。
- ティーンズボランティアができることとして、お薦めの本を選んでティーンズ向けの棚を作るが、その際に、例えばショート縛りにするとか。ショーショートを特集するとか。5分で泣ける本等。
- また、POPの工夫としては、ネタバレさせるもの。1枚目にはお薦め、その先が気になるようなことを書いておいて、それをめくると結末が書いてあるものなどをしても面白い。

②大学生ワークショップ

【Aグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、主に4つの意見が出た。1つ目はハードルが高いという点。小中高で「本を読め」とよく言われるが、本が多すぎて何を読めば良いのかわからないことがあると思う。それに対して、私たちができることとしては、フローチャートを作り、「今、穏やかな本を読みたいですか」などの質問にYES or NOで答えてもらい、その時の自分に合うお薦めの本を提供することで、本を選択しやすくなると思う。また、図書館の入口などで、特定のテーマや何らかのコラボや夏祭り等、そういう情報に接してもらうことで、本の種類が多すぎてわからないという問題を解決できるのではないかな。
- 2つ目として、部活や遊びのほか、インターネットの普及等により、読書以外にやりたいことがあるという意見が挙げられた。それに対しては、YouTube ショートで本のあらすじを紹介したり、有名人のお薦めの本を紹介したり等があれば、ネット環境でも本の情報に触れることができる。本を読む人はカッコいい、大人であるというプラスのイメージを持たせることで、本に触れる機会を増やしてもらうと良いのではないかな。
- 3つ目として、読むタイミングを作れないことや、部活や塾で忙しく、時間がないという点が挙げられた。その対策としては、高校も含めて学校で読書タイムを作ること。読書感想文や何冊読みなさいというような強制では本を読む気にはなれないという意見も出たが、ある程度、学校等で本を読む時間を作ることで、読書に触れるきっかけになると思う。
- 4つ目として、読む環境が整っていない点。家に読む本がなかったり、周囲に本を読む人がいなかったり、そもそも本を読もうとするきっかけがなかったりする場合がある。その対策としては、若い世代であれば、本よりもマンガに興味を持つと思うので、マンガをきっかけに関連する本を置いておくのが良いのではないかな。例えば、文豪ストレイドッグス（朝霧カフカ原作、春河35作画による漫画作品。太宰治、芥川龍之介、中島敦といった文豪がキャラクター化され、それぞれの文豪の作品や、ペンネームなどの名を冠した異能力を用いて戦うアクション漫画）をご存じの方が多いと思うが、私が行って

いた高校でも、マンガと一緒に作品に関連する文豪の本が置いてあることがあった。あるいは、舞台になっている時代背景や文化、生活等に関する本を置いてみても良い。小説だけではなく、様々な知識を得られる本をマンガとともに展示しても良いと思う。

【Bグループのまとめ】

- 読書しない理由としては、主に5つの意見が出た。1つ目、2つ目は、SNSで短いコンテンツに慣れてしまい、本を1冊読み切ることが難しい、短いコンテンツの方が好きという人が多い点。また、内容が難しいものであったり、難しい表現が多いと、読んでもなかなか理解できない。文字が多くて大変。そういう問題への対策としては、「目と耳」と「動画」。「目と耳」というのは、目で文章を読むという読書以外の方法での読書を提供できれば、文字量が多くて敬遠されるという問題は解決されると思う。「動画」というのは、ショート動画で本を紹介したり、Instagram リール（15～30 秒の短尺動画を作成・公開できる機能）を使ったり等、短いコンテンツを使って本の紹介動画を発信していくことで、本に触れやすくなるのではないかと。
- 3つ目は、読書はどうしても勉強と結び付けられてしまう点。「本を読む」＝「勉強」というイメージを持つ中高生も多いので、本を読まなくなると思う。それに対しては、学校では朝読書の時間を設けたり、教室に本棚を置いたりして、本に触れる機会を作ることが大切だと思う。また、中高生が好きなスポーツ選手やアニメ等、スポーツ選手の記事等から文字に触れたり、アニメを通して本に触れたりできれば良い。自分たちができることとしては、学校では放送の時間に本を紹介したり、授業で読む本に出てくる作家さんの本を紹介したり、映画化されたものの原作を紹介したり。また、皆が読んでいる本のランキングを作ったり、大賞を取った本を紹介したり等、自分たちでもできると思う。
- 4つ目は、何を読めば良いのかわからないという問題に対して、先ほどあったように好きなスポーツ選手やアニメ等を通じて本に触れたり、ショート動画で紹介したりするほか、児童書から大人の本へ移行する際にサポートしてあげると良いのではないかと。自分と相性が良い本を診断するテストをしたりするのも良いと思う。
- 5つ目に関しては、その他としてまとめている。

第二 関連法令等

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13（2001）年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推

進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 文字・活字文化振興法（平成17（2005）年7月29日法律第91号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう

にするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元(2019)年6月28日法律第49号)

目次

- 第一章 総則(第一条-第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条-第十七条)
- 第四章 協議の場等(第十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍

に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させる

ために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以

下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整

備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用の

ための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 品川区教育委員会の教育目標および基本方針

令和5年11月14日 教育委員会決定

教育目標

<目的>

品川区教育委員会は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、

子どもたちが持続可能な社会の担い手として、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長

し、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

<目標>

○豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進

○確かな学力の育成

○グローバル社会における人材の育成

○学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

○生涯学び、活躍できる環境の整備

基本方針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、総合的に教育施策を実施する。

1 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進

日本国憲法および教育基本法の本質とともに、人権尊重都市品川宣言の考え方を基本に、教育活

動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重さ

れるよう、人権教育を推進する。

(1) 人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、

性自認などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう

学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。

(2) 子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問

題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、工夫した教育活動を展開する。

(3) いじめ根絶宣言の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や

不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するた

め、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権感覚の向上に努める。

(4) 体罰根絶宣言の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない

人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進

する。

(5) 全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他

の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の育成

子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を

推進し、基礎
的・基本的な知識・技能の習得および思考力・
判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、
人間性等を

育むとともに、個性を生かし多様な人々との
協働を促す教育の充実を図る。また、義務教
育と就学前教

育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じ
た基本的な生活習慣の定着を図る。
(1) 各学校は、義務教育9年間を見通した教
育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生
徒像の達成に

向け、一貫教育を推進する。

(2) 多様で変化の激しい社会に対応できる
よう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、
子どもたちの基礎

的・基本的な知識および技能の定着、向上を
図るとともに、問題解決的な学びを重視し、
次代を担う人

材が身に付けるべき資質と能力の伸長を図
る教育を推進する。

(3) 市民科の実施により、子どもたちが自ら
の在り方や生き方を探求するとともに、学ん
だ知識や技術を社

会の一員として活かすことのできる資質と
能力および意欲を育てる教育活動の充実を
図る。

(4) Society 5.0 時代に生きる子どもたち
の未来を見据え、タブレットなどのICT 環境
を活用し、将来の情

報社会に対応した情報活用能力を育成する
とともに、情報モラルの醸成とネット犯罪・
ネット依存症等の

予防の意識定着を図る。

(5) 教育的配慮の必要な子どもたちが、その
能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達し
ていけるよう、

個々の教育的ニーズに応じた指導・支援体制

を構築するなど、9年間を見通した特別支援
教育を推進
する。

(6) 保育園、幼稚園、小学校・義務教育学校
(前期課程)の連携・交流を行い就学前の教
育と義務教育と

の滑らかな接続を図るとともに、家庭との連
携による成長・発達段階に応じた基本的な生
活習慣の定着

を図る。

3 グローバル社会における人材の育成

子どもたちの体力や運動能力の向上を図る
ため、学校における体育、スポーツ活動の充
実とともに、運

動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。

また、国際社会に対応した人材を育成するた
め、日本の

伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を
一層推進するとともに、区立学校における英
語教育をさら

に充実させ、子どもたちのコミュニケーション
能力等の向上を目指す。

(1) 子どもたちが、心身ともに健康で、明る
く活力ある生活を送るため、学校の教育活動
全体を通して、体

育の授業や運動会等の充実など、安全で効果
的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な
運動習慣の

形成に努める。

(2) 子どもたちが自分の体力や運動能力を
客観的に把握し、体を動かす喜びや楽しさを
体得できるよう、

外部人材も活用して体力の向上と健康の増
進に努める。

(3) 実践的なコミュニケーション能力を培
い、グローバル化に対応できる人材を育成す
るため、小学校・義

務教育学校(前期課程)からの英語教育を充

実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に

付く9年間の英語教育を推進する。

(4) 品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学研修派遣などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、学校・家庭・地域が、教育の担い手として役割

と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し

支援する。

(1) 教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもた

ちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援す

る。

(2) 品川コミュニティ・スクールとして、保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある

学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。

(3) 「まもるっち」「83 運動」「子ども110 番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、学

校・家庭・地域が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保

する活動を区内全域に展開する。

(4) ICT 化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、保護者をはじめとする関係者への啓発

活動を通して、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する。

5 生涯学び、活躍できる環境の整備

子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解、継

承、発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境

の充実を図る。

(1) 子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、

伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。

(2) 図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応などにより、

地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。

(3) 「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に

育つ」ことを目指し、家庭・地域・学校・図書館における連携を通して、乳幼児期から大学生世代までの

読書と情報環境を活かした学びを支援する。

(4) 学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、区立図書館は環境整備に努め、各学校の主体的な

学校図書館の運営を支援する。

この目標は、令和6年4月1日から適用する。

第三 策定過程

1 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

制定 令和6年5月10日 教育長決定 要綱第 217 号

(設置)

第1条 「品川区子ども読書活動推進計画（令和2年度～6年度）」の計画期間が令和7年3月に終了することから、「品川区子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）」（以下「推進計画」という。）を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、結果を教育委員会に報告する。

- (1) 品川区子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 校長・園長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定完了日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 策定委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集等)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会に、専門的事項を調査・検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか、委員長が別に指名する者とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局品川図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

	役職	職名	氏名
1	委員	立正大学熊谷学術情報課長	島田 貴司
2	委員	NPO法人ウーブ理事長	平嶋 悦子
3	委員	NPO法人リディア理事長	古里 兌夫
4	委員	小学校 PTA 連合会会長	吉田 陽子
5	委員	中学校 PTA 連合会副会長	飯作 浩之
6	委員	二葉幼稚園 PTA 副会長	伊藤 蘭
7	委員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 淳子
8	委員	東京都立大崎高等学校校長	鶴田 秀樹
9	委員	品川区立山中小学校校長	尾上 佐智子
10	委員	品川区立東海中学校校長	蜂屋 隆子
11	委員	品川区立豊葉の杜学園校長	柳岡 裕幸
12	委員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
13	委員	品川区教育委員会事務局教育次長	米田 博
	事務局	品川区子ども未来部子ども育成課長	藤村 信介
	事務局	品川区子ども未来部保育施設運営課長	中島 秀介
	事務局	品川保健センター所長	石橋 美佳
	事務局	品川区教育委員会事務局 教育総合支援センター長	丸谷 大輔
	事務局	品川区教育委員会事務局特別支援教育担当課長	唐澤 好彦
	事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館長	河内 崇

付 則

この要綱は、令和6年5月15日から適用し、計画策定が完了した日にその効力を失う。

2 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 開催経過

開催月日	内 容
令和6年6月5日（水）	① 策定スケジュール ② 当該計画の進捗状況、実績について ③ 国、都、特別区の当該計画の状況について ④ アンケート実施内容について
令和6年7月17日（水）	① 計画体系案の検討 ② 有識者ヒアリングについて ③ ワークショップについて
令和6年8月29日（木）	① アンケート中間報告 ② 有識者ヒアリング報告 ③ ワークショップ報告 ④ 計画骨子案の検討
令和6年9月27日（金）	① アンケート調査結果報告 ② 計画体系案の検討 ③ 計画素案の検討
令和7年1月 日（ ）	①

3 パブリックコメント結果

パブリックコメントの実施

- ① 意見募集期間 令和6年11月21日（木）～12月20日（金）
- ② 閲覧場所 区ホームページ・図書館・地域センター・文化センター・区政資料コーナー

パブリックコメントの提出結果

提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
窓口持参		
区のホームページ		
F A X		
郵送		
合計		

**品川区子ども読書活動推進計画
(令和7年度～11年度)**

令和7年3月

品川区教育委員会事務局品川図書館